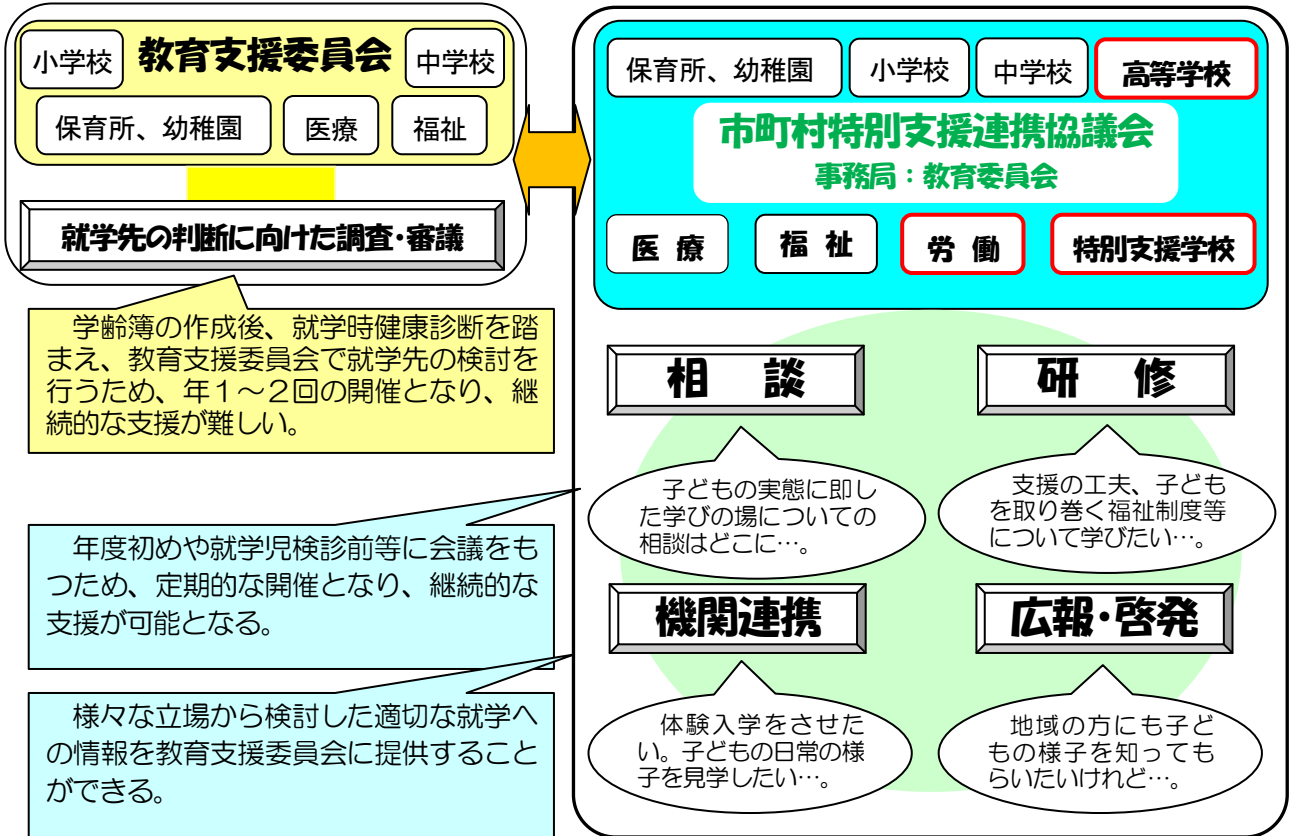


市町村特別支援連携協議会

は、ちょっとした工夫で設置することができます。

教育支援委員会に①相談機能、②研修機能、③機関連携、④広報・啓発活動の機能をもたせることで、特別支援連携協議会としての機能が発揮され、支援の質の高まりや連携の広がりが期待できます。



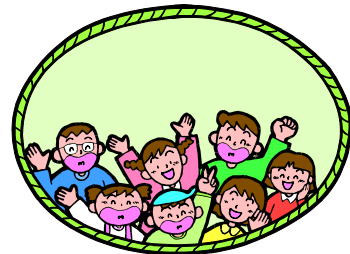
「特別支援連携協議会」を設置することによるメリット

教育委員会は、

- ・特別支援連携協議会で出された様々な情報を、教育支援委員会における基礎情報として活用できる。
- ・子どもの実態をよく知った方々による様々な角度からの情報を得ることができ、以後の支援の継続性を担保できる。
- ・市町村の特別支援教育の充実に寄与することができる。

保護者は、

- ・十分な時間をかけて就学先の意向を考えることが可能となり、子どもの学びの場に関する不安を軽減できる。



教育、福祉、労働などに関わる人は、

- ・事前に子どもの様子を知り、準備を行うことができ、より適切な関わり方や指導が可能となる。
- ・継続的に話し合う場や、研修を企画することにより、支援者としての専門性を高め、更に特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援の実態交流を通して、指導や関わり方の工夫改善に役立てることができる。

「特別支援連携協議会」は、「育ちを支援する応援団」です。